



## 令和3年度利根町学校跡地利活用に関するアンケート調査の結果について

町では、町内の小学校が一つに統合されることに伴い、現在の「文小学校」および「文間小学校」について、学校跡地の利活用に向けた検討を進めています。

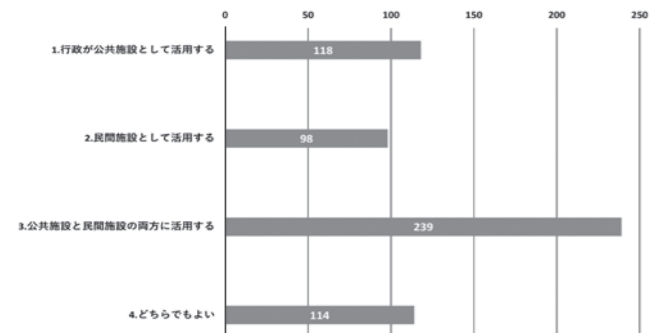
このアンケート調査は、町民の皆さまの学校跡地利活用に関する考えを伺い、今後の活用案検討の参考とすることを目的に実施したものです。

### 【アンケート概要】

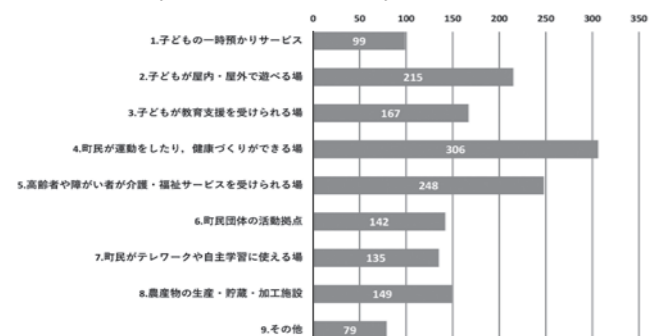
期間 令和3年11月29日～令和3年12月20日  
対象者 18歳以上の町民2,000名（無作為）  
回答数 594件（回答率：29.7%）

### ▶アンケート結果（一部抜粋して掲載）

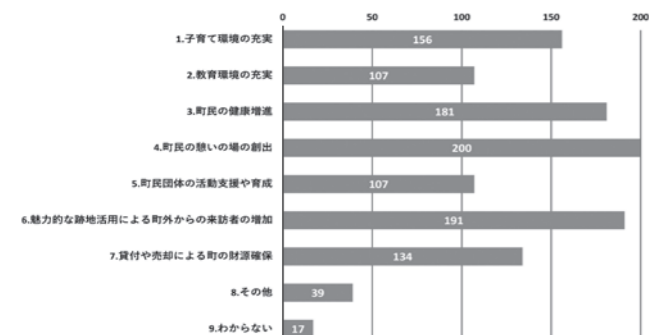
#### ●文小学校跡地の活用の方向性について



#### ●文小学校跡地について、どのような活用が望ましいと考えますか（あてはまるもの3つ）

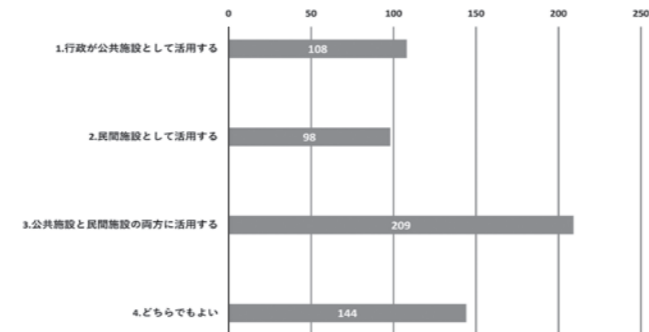


#### ●文小学校跡地の活用によりどのような効果を期待しますか（あてはまるもの2つ）

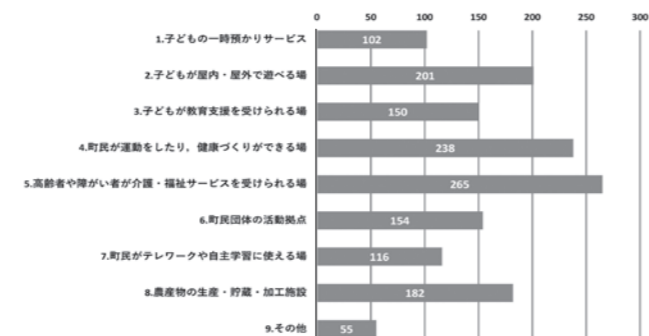


▶問い合わせ先 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211（内線333）

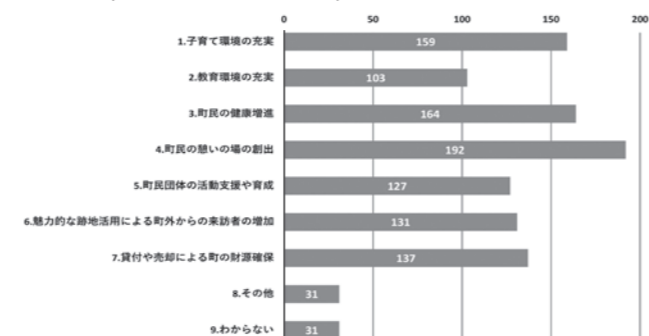
#### ●文間小学校跡地の活用の方向性について



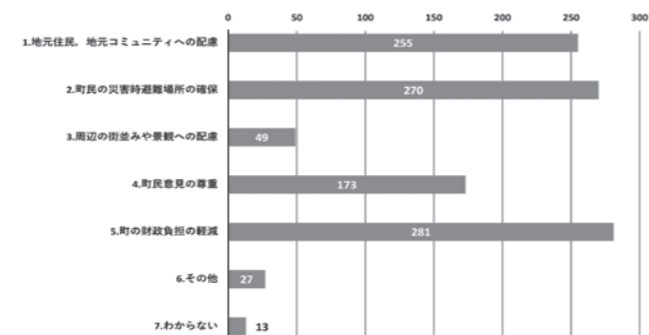
#### ●文間小学校跡地について、どのような活用が望ましいと考えますか（あてはまるもの3つ）



#### ●文間小学校跡地の活用によりどのような効果を期待しますか（あてはまるもの2つ）



#### ●ここまでの回答を踏まえ、今後の学校跡地利活用に際し、どのようなことに留意すべきと考えましたか（あてはまるもの2つ）



## ゴールデンウィークのごみ収集・資源回収日程のお知らせ

| 日程                     | ごみの収集・資源の回収                         | 「クリーンプラザ・龍」へ個人搬入 |
|------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 4月30日（土）まで             | 通常通り収集・回収を行います                      | 搬入できます           |
| 5月1日（日）                | 収集・回収は行いません                         | 搬入できません          |
| 5月2日（月）                |                                     | 搬入できます           |
| 5月3日（火）から<br>5月5日（木）まで | 収集・回収は行いません<br>クリーンプラザ・龍へも個人搬入できません | 搬入できません          |
| 5月6日（金）                | 全地区「もえるごみ」のみ収集を行います（資源の回収は行いません）    |                  |
| 5月7日（土）から              | 通常通り収集・回収を行います                      | 搬入できます           |

令和4年度のゴールデンウィーク期間のごみ収集・資源回収の日程については、左記のとおりです。個人搬入される方は、「クリーンプラザ・龍」へお問い合わせください。

▼問い合わせ先  
生活環境課 廃棄物対策係  
☎68-2211（内線234）  
クリーンプラザ・龍（龍ヶ崎市板橋町436-2）  
☎60-1777



## 「ひとり親のご家庭へ」茨城県低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童扶養手当を受給しているなどの低所得のひとり親世帯に対し、新年度に向けた支出の増加などの影響を勘案し、茨城県独自に特別給付金を支給します。

▼支給対象者  
①令和4年1月分の児童扶養手当受給者の方  
↓3月中旬に支給しました！  
②公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることにより、令和4年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

※公的年金を受給または所得制限により児童扶養手当を受給されていない方も対象となる場合がありますので、ご相談ください！

▼支給額 児童1人あたり一律5万円  
▼申請期限 令和4年4月28日（木）  
▼受給手続  
・支給対象者の①に該当する方  
申請不要です。対象者の方には、児童扶養手当を支給している口座に3月中旬に振り込みました。  
・支給対象者の②または③に該当する方  
申請が必要です。  
申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、子育て支援課へ申請してください。  
詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。申請書の様式もダウンロードできます。  
<https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004823.html>

▼問い合わせ先 子育て支援課 子ども福祉係  
☎68-2211（内線143・144・145）

